

第7回地域密着型サービス運営部会議事要旨

日 時 平成27年3月26日（木）午前10時45分

場 所 豊明市役所 政策審議室

1 あいさつ

2 議題及び議事概要

議題1：地域密着型サービス事業者の審査結果

第6期介護保険事業計画に基づき、グループホーム1ユニットの整備に伴う事業者の公募を行ったところ、1社の応募があった。本部会に先行して開催した地域密着型サービス事業者選考委員会において、株式会社祐理が整備事業者として決定した旨報告がなされた。

議題2：平成26年度地域密着型サービス事業所指定状況・実施指導状況

資料2に基づき事務局より説明がなされた。

（質疑応答）

委員：定期巡回の利用がないということだが、なぜか。

事務局：夜間早朝の訪問介護と、訪問看護を組み合わせ利用している利用者はいるが、定期巡回のサービスへ移行するとなると、慣れ親しんだヘルパーや看護師ではなくなってしまうところにハードルがあるようである。

委員：みなし指定事業所について、施設ごとに利用料金は違うのか。

事務局：介護サービス費については、介護報酬で規定されている料金であるが、日用品や娯楽費などの部分について施設により差がある。

議題3：豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部改正について

資料3に基づき事務局より改正内容についての報告がなされた。

議題 4：豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

資料 4 に基づき事務局より改正内容についての報告がなされた。

議題 5：豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

資料 5 に基づき事務局より改正内容についての報告がなされた。

出席委員 5 名

欠席委員 0 名

問合せ先 豊明市役所 高齢者福祉課 介護保険係 電話 0562-92-1261

第7回地域密着型サービス運営部会次第

日 時 平成27年3月26日（木）
午前10時45分から（予定）
場 所 豊明市役所 東館3階 政策審議室

1 あいさつ

2 議題

(1) 地域密着型サービス事業者の審査結果

(2) 平成26年度地域密着型サービス事業所指定状況・実施指導状況
・・・資料1

(3) 豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部改正について
・・・資料2

(4) 豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
・・・資料3

(5) 豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
・・・資料4

3 その他

平成26年度 地域密着型サービス事業所 指定状況

平成27年3月13日現在

■小規模多機能型居宅介護【豊明市】

NO	所在地	事業所名	登録人数	指定日付	指定期限
1	豊明市沓掛町	くつかけの家	17	H26.7.1	H32.6.30

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【豊明市】

NO	所在地	事業所名	入居人数	指定日付	指定期限
1	豊明市沓掛町	くつかけホーム	29	H26.7.1	H32.6.30

■認知症対応型共同生活介護(グループホーム)入居者一覧【豊明市】

NO	所在地	事業所名	入居人数	指定日付	指定期限
1	豊明市栄町	グループホームぴいす	9	H24.4.1	H30.3.31
2	豊明市沓掛町	グループホーム ひびきの家豊明	17	H26.6.1	H32.5.31
3	豊明市大久伝町	グループホーム ファミリアおおくて	7	H26.9.1	H32.8.31

■定期巡回随時対応型訪問介護看護【市外】

NO	所在地	事業所名	登録人数	指定日付	指定期限
1	大府市	さわやか24時間サービス	0	H26.12.1	H32.11.30

市外指定(利用者を特定した指定)

■認知症対応型共同生活介護(グループホーム)入居者一覧【愛知県内】

NO	市町村名	事業所名	入居人数	指定日付	指定期限
1	名古屋市 緑区	ニチイケアセンター鶴が沢	1	H21.10.1	H27.9.30
2	名古屋市 南区	グループホーム いりやあせ	1	H23.5.1	H29.4.30
3	名古屋市 緑区	グループホーム ゆう	2	H24.2.16	H30.2.15
4	弥富市	グループホーム森津の里	1	H24.6.1	H30.5.31

■認知症対応型通所介護入居者一覧【愛知県内】

NO	市町村名	事業所名	利用人員	指定日付	指定期限
1	名古屋市 緑区	池上台デイサービスセンター	0	H26.9.1	H32.8.31

■地域密着型特定施設入居者生活介護【県外】

NO	市町村名	事業所名	入居人数	指定日付	指定期限
1	岐阜県郡上市	なるがの憩いの家	1	H23.12.1	H29.11.30

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【県外】

NO	所在地	事業所名	入居人数	指定日付	指定期限
1	岐阜県安八郡	特別養護老人ホーム ラック	1	H26.9.1	H32.8.31

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例 主要箇所の要約

項目		主要箇所の要約	
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	人員に関する基準	定期巡回・随時 対応型訪問介 護看護従業者 の員数 (6条)	・夜間のオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲について、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。
	運営に関する基準	定期巡回・随時 対応型訪問介 護看護の基本 方針 (23条)	・提供するサービスの質の評価(自己評価)は、介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。
		勤務体制の確保 (32条)	・一体型事業所(1つの事業所が訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する事業所)における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。
認知症対応 型通所介護	人員及び設備に関する基準	設備及び備品等 (63条)	・認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について届出を求めることとする。
		利用定員等 (65条)	・共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、「1ユニット3人以下」に見直す。
	運営に関する基準	事故発生時の 対応 (78条の2)	・事故報告の仕組みを設ける。
小規模多機能型 居宅介護	人員に関する基準	従業者の員数 (82条)	・看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。

		管理者 (83条)	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、当該事業所の管理者が、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とする。
	設備に関する基準	登録定員及び利用定員 (85条)	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護の登録定員を現行の25人から「29人以下」とする。 ・登録定員が26人以上29人以下の当該事業所について、居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。
	運営に関する基準	指定小規模多機能型居宅介護の基本的取扱方針 (91条)	<ul style="list-style-type: none"> ・提供するサービスの質の評価（自己評価）は、運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。
認知症対応型共同生活介護	設備に関する基準	(113条)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行では「1又は2」と規定されているユニット数の標準について、効率的運営に必要な場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化する。
地域密着型特定施設入居者生活介護	運営に関する基準	(135条)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務づけられているが、この要件を撤廃する。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人員に関する基準	従業員の員数 (151条)	<ul style="list-style-type: none"> ・本体施設の医師により入所者の健康管理が適切に行われる場合、医師を必要としないサテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象に「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。

	設備に関する基準	設備 (152条)	・ 医務室を必要としないサテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象に「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。
ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	設備に関する基準	設備 (180条)	・ 医務室を必要としないサテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象に「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。
複合型サービス	目次 第9章		「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する。 以下同じ。
	設備に関する基準	登録及び利用定員 (194条)	・ 登録定員を現状の25人から「29人以下」とする。 ・ 登録定員が26人以上29人以下の当該事業所について、居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を「18人以下」とすることを可能とする。
	運営に関する基準	看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 (196条)	・ 提供するサービスの質の評価（自己評価）は、運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 主要箇所の要約

項目		主要箇所の要約	
介護予防認知症対応型通所介護	人員及び設備に関する基準	設備及び備品等 (7条)	・介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について届出を求めるとする。
		利用定員等 (9条)	・共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員について、「1ユニット3人以下」に見直す。
	運営に関する基準	事故発生時の対応 (37条)	・介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について、事故報告の仕組みを設ける。
介護予防小規模多機能型居宅介護	人員に関する基準	従業者の員数等 (44条)	・看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。
		管理者 (45条)	・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、当該事業所の管理者が、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とする。
	設備に関する基準	登録定員及び利用定員 (47条)	・介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員を現行の25人から「29人以下」とする。 ・登録定員が26人以上29人以下の当該事業所について、居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。

	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 (66条)	<ul style="list-style-type: none"> 提供するサービスの質の評価（自己評価）は、運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。
介護予防認知症対応型共同生活介護	設備に関する基準	(74条)	<ul style="list-style-type: none"> 現行では「1又は2」と規定されているユニット数の標準について、効率的運営に必要な場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化する。

資料第4号

豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 主要箇所の要約

項目		主要箇所の要約
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定介護予防支援の基本的取扱方針 (33条)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防支援事業所と指定介護予防サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。 ・地域ケア会議において、関係者は個別のケアマネジメントの事例について資料の提供の求め等があった場合にはこれに協力するよう努めることとする。